

福津市教育振興計画



令和8年9月現在
福津市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 教育大綱と教育振興計画の位置づけ	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の期間及び進行管理	2
4 国・県の動向	2
(1) こども基本法	2
(2) 国の第4期教育振興基本計画	3
(3) 次期学習指導要領（最終答申） ※要修正	3
(4) 福岡県の関連計画	4
第2章 福津市の教育を取り巻く現状	5
1 市の概要	5
2 小中学校の状況	5
3 福津市教育大綱	6
(1) ワークショップの開催経過	6
(2) 福津市教育大綱	7
第3章 基本構想	8
1 基本目標	8
2 重点施策	9
(1) ふるさとを愛し、大切に学ぶの推進	9
(2) 探究し、未来を切り拓く学びの推進	9
(3) 誰一人取り残さない学びの環境づくり	9
(4) 大人も子どもも共に学ぶまちづくり	9
3 施策推進の考え方	10
(1) 四つの重点施策 ー目標達成のためのカリキュラム・マネジメント ...	10
(2) 四つの重点を貫く考え方 ー子どもの参画	10
(3) 基盤施策 ー人材育成	10

(4) 土台 ―学校・地域・家庭の協働.....	11
(5) 三つの転換 ―共有する考え方.....	11
(6) 基本方針の考え方	11
第4章 基本方針及び施策項目.....	13
1 ふるさとを愛し、大切に学ぶの推進	13
2 探究し、未来を切り拓く学ぶの推進	15
3 誰一人取り残さない学びの環境づくり	17
4 大人も子どもも共に学ぶまちづくり	19
5 施策体系.....	21
第5章 資料	23
1 教育懇話会の概要	23
2 教育懇話会への諮問及び答申	24
(1) 諮問文	24
(2) 答申文	25

第1章 計画策定にあたって

1 教育大綱と教育振興計画の位置づけ

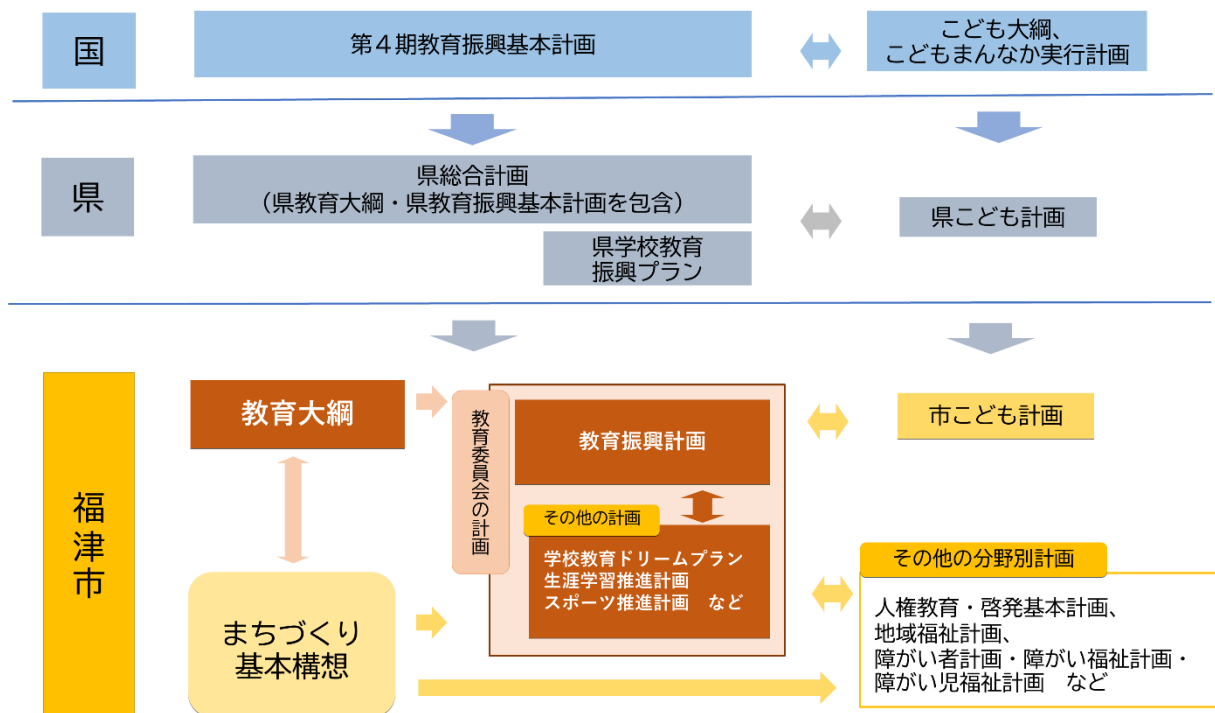
市の教育に関する指針・計画について、市長は、「地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、義務づけされています。

本市では、平成30年（2018年）4月に「福津市教育大綱」を策定した後、令和8年（2026年）3月に、市民との対話を取り入れて「みんなで創る『福津市教育大綱』－共創（きょうそう）・共育（きょういく）・郷生（きょうせい）－」として全面改定を行いました。

また、市には、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を策定することが、教育基本法第17条第2項により、努力義務として課されています。

本市では、教育の振興のための施策に関する基本的な計画としての位置づけのもと、平成31年（2019年）3月に策定した「第2期福津市教育総合計画」の実施期間が令和8年度までとなっているため、新たな教育大綱を踏まえた次期「教育振興計画」を策定しました。

国・県・市の関連計画



2 計画策定の趣旨

「第2期福津市教育総合計画」では、基本目標「あたたかな未来を創る 福津の教育 ～人・自然・文化がつながる 人づくり・まちづくり～」や、「行きたい学校・帰りたい家庭・住みたい地域」というコミュニティ・スクールの基本理念のもと、この学校で学べてよかったと思える学校づくり、家族の絆を大切に思い、愛情あふれる家庭づくり、子どもたちの夢を叶える地域づくりを目指す「19の施策項目」を推進してきました。

新たな「教育振興計画」は、その後継計画として、国の「第4期教育振興基本計画」等の最新の状況を踏まえながら、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定したものです。

3 計画の期間及び進行管理

計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和12年度（2030年度）までの4年間とします。

また、計画期間中においても、時代の変化や本市の課題等に応じて必要があれば、随時見直しを行います。

本計画に基づいて市教育委員会が実施する事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年度の点検・評価による進行管理を行います。

なお、点検・評価報告書については、市公式ホームページを通じて公表します。

4 国・県の動向

（1）こども基本法

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和5年（2023年）4月に施行されました。

同法では、こどもに関する幅広い取組等を「こども施策」として位置づけ、これらの施策を行うに当たって、大切にしなければならない六つの基本理念を規定しています。

また、地方公共団体には、国の定める「こども大綱」を勘案して、「こども計画」を策定することが努力義務として課されています。

本市においても「第1期福津市こども計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、こどもの持っている力を最大限に尊重し、こどもの権利を守ることを基本に、市民と共働で進めてきたこども施策を一層強化・発展させることとしています。

(2) 国の第4期教育振興基本計画

国の「第4期教育振興基本計画」(令和5年度～令和9年度)では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差した『ウェルビーイング(Well-being)』の向上」を総括的な基本方針に掲げられています。

「ウェルビーイング」とは、「経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めた幸福や生きがい」のことで、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっており、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであると位置づけています。

また、この計画では、家庭や地域を「子供の可能性を引き出す協働者」として位置づけ、学校が中核的な学びの場を提供しつつ、家庭生活や地域のつながりと融合し、多様な学びを進めていくことを目指しています。

さらに、この計画では、「誰一人取り残されない」「すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現」といった表現のもと、多様な教育ニーズへの対応や社会的包摂も重要なテーマとなっています。

(3) 次期学習指導要領(最終答申) ※要修正

本計画は、福津市独自の土台に加えて、国が示す教育の方向性も踏まえて策定します。次期学習指導要領に向けた文部科学省の審議まとめ(素案・令和8年8月31日公表)では、「資質・能力の深まりと一体的育成」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保という3つの方向性が示され、探究的な学びの充実(総合的な探究の時間への名称統一、テーマ探究とマイ探究の組み合わせ)、情報活用能力の抜本的な向上(小学校「情報の領域」、中学校「情報・技術科」の新設)、「学びに向かう力」を個人内評価として捉え直す学習評価の見直し、学校の裁量による柔軟な教育課程編成(調整授業時数制度)などが盛り込まれています。これらは福津市がこれまで大切にしてきた考え方とも重なるものであり、本計画の重要な羅針盤の一つとして位置づけます。

※なお、具体の制度は令和8年10月の中央教育審議会の最終答申を経て確定するため、本計画の関連する施策項目(探究的な学習、教育DX、学習評価、教職員研修等)については、最終答申の内容を踏まえて改めて表現を確定します。

(4) 福岡県の関連計画

福岡県では、県政の基本となる総合計画の教育分野を「教育大綱」及び「教育振興基本計画」に位置づけ、県教育委員会が策定する「福岡県学校教育振興プラン」や「福岡県教育施策実施計画」と整合を図りながら、施策を進めています。

現行の福岡県総合計画では、「教育の充実」、「スポーツ立県福岡の実現」、「文化芸術の振興」という一般的な取組事項に加え、「世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する」という柱にも、「次代を担う『人財』の育成」という取組事項を設け、国際的な視野を持って、地域で活躍する「ふくおか未来人財」の育成を目指しています。



第2章 福津市の教育を取り巻く現状

1 市の概要

福津市は、玄海灘の風光明媚な海岸が広がる面積52.76km²、人口69,639人（令和8年4月末現在）の都市です。旧福間町と旧津屋崎町が平成17年1月24日に合併して誕生しました。

JR鹿児島本線や国道3号で福岡市や北九州市と結ばれ、通勤・通学の利便性を背景に公的機関や民間の大規模住宅団地が面で広がって、里山や田園風景と調和する住宅都市として発展してきました。

一方で、古代から、内外との海上交通の拠点として栄え、世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の1つである新原・奴山古墳群や、多くの参拝者が訪れる宮地嶽神社など歴史遺産に恵まれた地域でもあります。

教育関連施設は、市立小学校が7校（令和9年度に宮司小学校を新設し8校となる）、市立中学校が3校、県立高等学校が2校、幼稚園・保育園・認定こども園合わせて19園（神興幼稚園、大和保育所以外は私立）があるほか、福津市立図書館、福津市複合文化センター（文化会館、図書・歴史資料館）、福津市中央公民館などの社会教育施設があります。

2 小中学校の状況

本市の令和8年5月1日現在の児童数は5,000人、生徒数は2,327人で、8年前と比較して、児童数は1,025人、生徒数も755人増加しており、特に、福間小学校、福間南小学校、津屋崎小学校、福間中学校で大幅に増加しています。こうした児童・生徒数の増加による過密化の緩和に向けた対策の一つとして、令和9年4月から宮司小学校を新設・開校することとしています。

【学校別の児童・生徒数（学校基本調査）】

	平成30年 (2018年)	令和8年 (2026年)	増減数
神興小学校	245	274	29
上西郷小学校	134	131	▲3
福間小学校	869	1,479	610
神興東小学校	526	441	▲85
福間南小学校	1,269	1,490	221
津屋崎小学校	849	1,093	244
勝浦小学校	83	92	9
小学校合計	3,975	5,000	1,025
福間中学校	702	1,380	678
福間東中学校	494	411	▲83
津屋崎中学校	376	536	160
中学校合計	1,572	2,327	755

【宮司小学校の整備イメージ】



(1) ワークショップの開催経過

教育大綱や教育振興計画を市民との対話を取り入れて策定・推進していくため、令和7年度に「新しい教育プラン策定のためのワークショップの開催経過」を開催しました。

ワークショップでは、4～5人のグループごとに、子どもも大人も一つのテーブルを囲み、福津の学びについて対話を進めました。



	日時	参加者数	内容
第1回	令和7年 12月20日(土) 市役所大ホール	45名 (中学生6名、 高校生2名、 教職員18名、 地域住民19名)	◇講話(福岡教育大学教授 伊藤克治 先生) 『福津市の教育の成果と今後に期待すること』 ◇グループワーク 『『未来の福津の創り手』ってどんな人?』 『『未来の福津を創る子どもを育てよう』に対する『問い』を考えよう』
第2回	令和8年 1月31日(土) ふくとびあ 健康プラザ	39名 (中学生5名、 高校生1名、 教職員8名、 地域住民25名)	◇グループワーク 「気になる『問い』とその理由」 「『問い』を解決するために～子ども・教師・家庭・地域 みんなで知恵を出し合おう～」
第3回	令和8年 3月20日 (金・祝) 市役所大ホール	34名 (中学生1名、 高校生1名、 教職員7名、 地域住民25名)	◇グループワーク 「大人のどんな姿を見たい? 見せたい?」 「みんなのアイデアを福津でするために」

(2) 福津市教育大綱

基 本 理 念

誰もが『未来の創り手』として育つまち

正解が一つでない課題に「学び」を通じて向き合う力を育む。地域を知り・好きになり・よくするために動く子どもを育て、大人が「総がかり」で関わり、共創・共育・郷生の文化を形成する。

3つの基本目標

共創

共に創る

立場・世代・専門の異なる人が対話と共働で新しい価値を生み出す。子どもが自ら問いを立て、地域と「納得解」を導く探究的な学び。

共育

共に育ち、育てる

家庭・学校・地域がゆるやかにつながり支え合う。「行きたい学校・帰りたい家庭・住み続けたい地域」を共に築く。

郷生

郷に生きる

ふるさとの自然・歴史・文化に学び暮らしに生かす「学びの循環」。誰もが自分らしく幸せに生きるウェルビーイングを実現。

大切にしたい4つの『つながり』

自分とのつながり

人とのつながり

情報とのつながり

地域とのつながり

4つの重点施策

1 ふるさを愛し、大切にする学び

2 探究し、未来を切り拓く学び

3 誰一人取り残さない学びの環境づくり

4 大人も子どもも共に学ぶまちづくり

■市民ワークショップのキープレーズ：愛着・探究・環境・共育 - 子ども・大人が同じテーブルで対話し、五感で学び、主体性を応援し、誰もが自分らしくいられる居場所と全世代で学ぶコミュニティを望む声が集まった。

第 3 章 基本構想

1 基本目標

福津市には、豊かな自然や歴史・文化、産業、人々の知恵やつながりなど、多様な「宝」があります。これらの地域資源を学校・家庭・地域の学びの中で生かし、市民一人ひとりが学び続け、そこで得たものを地域に還元しながら、未来の福津市を共に創っていくことを目指します。本計画では、基本目標を「みんなで未来を創る 福津の学び ～共創・共育・郷生～」と定めます。

基本目標

みんなで未来を創る 福津の学び

きょうそう きょういく きょうせい
～ 共創・共育・郷生～

「みんなで未来を創る 福津の学び」とは、子どもから大人まで、市民一人ひとりが主体的に学び、その学びを人や地域とのつながりの中で深め、次の世代へと引き継ぎながら、誰もが未来の創り手として活躍することを目指すものです。地域で育まれてきた多様な「宝」を学びに生かし、その学びを地域の発展へとつなげることで、地域への誇りや愛着を育み、持続可能なまちづくりの好循環を生み出していきます。

この基本目標は、次の三つの視点によって支えられます。

- ・立場や分野の異なる人たちが、対話や共働を通して、これまでになかった新しい価値や解決策を一緒に創り出す「共創」。
- ・学校（園）・家庭・地域のそれぞれが、その役割と責任を分かち合いながら、共に育ち、育てる「共育」。
- ・『郷』（ふるさと）のよさを学びに生かし、学びを「郷」（ふるさと）の暮らしに生かし、「郷」（ふるさと）そのものも生きる「郷生」。

これらの「共創・共育・郷生」を基盤として、地域を知り、地域を好きになり、自ら地域の未来を考えて行動できる子どもを育むとともに、地域の大人も「総がかり」で学びに関わり、世代を超えて学び合う文化を育んでいきます。そして、一人ひとりが心身ともに豊かなウェルビーイングを実感しながら、「未来の創り手」の育成を目指します。

基本目標を目指し、以下の4つの重点施策を推進します。

(1) ふるさとを愛し、大切に学ぶの推進

福津が持つ豊かな自然や歴史、文化、そしてそこで働く人々の情熱などに直接触れる体験を通じて、知識としての学習を超えた「郷土への深い愛着」を育み、自分たちの足元にある価値を知り、このまちで学ぶことの意味を自分ごととしてとらえ、将来、どこにいても、福津の未来、そして社会の未来を共に創り出せる力を養っていきます。

(2) 探究し、未来を切り拓く学びの推進

時代の変革の中で、未来を担う子どもたちが自らの人生を主体的に「舵取り」できるよう、学校（園）、家庭、地域が「共働」して、生きて働く確かな「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」を一体的に深めていく学びを進めます。

(3) 誰一人取り残さない学びの環境づくり

子どもたちが「自分らしく幸せに」生きるために、福津のあらゆる資源を学びや体験の場として活用しながら、「長所・強み」に着目した一人ひとりに最適な学びにより可能性を引き出し、誰もが安心していられる「居場所」と、自分らしく力を発揮できる「出番」があることを目指し、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやる教育・支援を推進します。

(4) 大人も子どもも共に学ぶまちづくり

大人も子どもも積極的に学び、人のつながりや学びのノウハウが活力ある地域づくりに生かされるよう、市民自身が講座の企画運営を行う「郷育カレッジ」、地域の課題解決や個性的で魅力ある校区にする「郷づくり活動」(地域自治活動)、「コミュニティ・スクール」など、地域での学びの活動の継承・発展を図ります。また、本市で育った子どもが、中学校卒業後、高校生になっても福津市の様々な活動に関わり、後輩である小中学生を支える姿を大切にし、18歳までを見通した学びへの関わりを育みます。

3 施策推進の考え方

本計画は、第1章に掲げる教育大綱の理念（目指す姿：誰もが「未来の創り手」として育つまち／共創・共育・郷生）を実現するために、「何のために」「誰が」「何を」行うのかを、次の考え方に基づいて整理し具体の施策へと展開します。

（1）四つの重点施策 ―目標達成のためのカリキュラム・マネジメント

「ふるさとを愛し、大切に学ぶ」「探究し、未来を切り拓く学び」「誰一人取り残さない学びの環境づくり」「大人も子どもも共に学ぶまちづくり」の四つの重点施策は、それぞれ独立した取組ではなく、基本目標の達成に向けて学校（園）・家庭・地域が連携して取り組む一体的な施策体系として推進します。各学校においては、これらを基盤として、地域や子どもの実態に応じたカリキュラム・マネジメントを推進します。なお、各学校が推進するカリキュラム・マネジメントは、次期学習指導要領で示される「編成・実施・調整・評価・改善」という新たな3ステップの考え方を踏まえ、子どもの育ちを見取りながら計画を柔軟に運用していく視点を重視します。これは、学校が授業時数を柔軟に調整する「調整授業時数制度」の運用にも直結する重要な視点です。

（2）四つの重点を貫く考え方 ―子どもの参画

四つの重点施策には、いずれにも共通して「子どもの参画」を貫く軸として位置づけます。これは、子どもが単に学びを与えられる存在ではなく、自分たちのこと・自分たちのまちのことを「自分たちで決める」当事者として、学級や地域での活動などさまざまな場面で学びに関わることを意味しています。そして、子ども自身が「自分たちならできる」という自己効力感を育むとともに、他者との関わりの中で自分の良さや役割を実感する自己有用感も、あわせて大切にします。こうした経験の積み重ねが、学校運営や地域の取組に子どもが加わっていく後押しとなります。

（3）基盤施策 ―人材育成

四つの重点施策を支える基盤施策として、教師・保護者・地域の大人が学び続ける「人材育成」を位置づけます。「子どもの姿は大人の姿の相似形」（大人の関わり方がそのまま子どもの育ちに映るということ）であり、子どもの主体性や自己効力感は、それを支える大人自身が学び合い、支え合う姿があってこそ育まれます。

とりわけ、教師自身が学び合い、成長することで子どもを成長させられるという実感は、子どもの学びに最も強く影響する要因の一つと国内外の研究で示されており、人材育成を最優先の基盤とする理由もここに 있습니다。これは教師が一方的に子どもを育てるのではなく、教師自身の成長が子どもの育ちにつながるという「共に学び合う」理念です。また、その土台には乳幼児期からの愛着形成や人を思いやる気持ちの育ちもあり、子どもとの関わり方を見つめ直す視点も含みます。国の次期学習指導要領でも、授業時数を柔軟に調整し生まれた時間を教職員の研究・研修に充てる仕組み（調整授業時数制度）が示されており、この「余白」を人材育成の時間として確保する視点も重視します。

(4) 土台 —学校・地域・家庭の協働

四つの重点施策と基盤施策の全体を、学校・地域・家庭の協働という土台が支えます。郷づくり・コミュニティ・スクールといった地域の仕組み、保護者・家庭、教育行政が一体となりまち全体——小・中学生だけでなく、高校生や若者、そして大人まで含めた全ての市民——が学びの当事者となることを目指します。

現行の学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」は、地域との連携をすでに示していますが、福津市ではそこにとどまらず、郷育カレッジや地域学校協働活動推進員を窓口として、大学・研究機関・企業・NPO など地域を超えた多様な組織と学校をつなぐコーディネート仕組みを具体化し、つながりを一層広げ、深めていきます。

(5) 三つの転換 —共有する考え方

以上の施策を推進していく上での共通の考え方として、次の三つの転換を掲げます。これらは、教職員・保護者・地域関係者・子どものそれぞれが、対話を通して学びを深め合いながら支えるときに大切に考える考え方です。誰が、何を、どう転換するのかを次のとおり整理します。なお、これらの転換は、これまでの取組を否定するものではなく、社会の変化を踏まえて、より一層深化させていく方向性を示すものです。

- ① 学校の教職員や家庭の大人は、これまで大切にしてきた一斉指導に加えて、子どもが自ら学びを進める姿を支え、共に歩む視点をより一層重視する立場へと転換します。
- ② 学級担任や一つの家庭だけで子どもの育ちを抱え込むのではなく、教職員集団や地域が連携し、チームとして支え合う体制へと転換します。
- ③ 学校と保護者、あるいは学校と地域は、一方が担い一方が受け取るだけの関係にとどまらず、共に学びの場や地域をつくり出す当事者としての関係へと転換します。

こうした重点施策・基盤施策・土台は、土台が全体を支え、その上に基盤施策・重点施策が成り立つという関係にあります。一方向的に積み上がるのではなく、効力感が循環し、互いに育ち合う関係にあります。教職員が「私たちならできる」という手応えをもつことで子どもの自己有用感を育み、子どもの育ちが地域への愛着とまちの活力を生み、それが再び教職員や地域の大人を勇気づける——この福津市ならではのウェルビーイングの循環をつくるのが、本計画全体を支える「協働」の理念です。

(6) 基本方針の考え方

四つの重点施策の実現に向けて、関連する取組を整理する単位として「基本方針」を設定しています。重点施策ごとに、内容の近い施策項目をまとめてグルーピングすることで、施策全体の見通しをよくし、進行管理や予算編成の単位としても活用できるようにするものです。次ページの施策全体構造図は、重点施策・基本方針・施策項目の関係を一覧に整理したものです。

教育目標(教育大綱の理念)

目指す姿:誰もが「未来の創り手」として育つまち／共創・共育・郷生

基盤施策:人材育成

何のために:子どもの主体性・自己効力感を育むため

誰が:教師・保護者・地域の大人

何を:学び続け、支え合う(乳幼児期からの愛着形成を含む)

重点①

ふるさとを愛し
大切に学ぶ

重点②

探究し未来を
切り拓く学び

重点③

誰一人取り残さない
学びの環境づくり

重点④

大人も子どもも
共に学ぶまちづくり

重点を貫く考え方
「子どもの参画」

何のために:自己効力感を育むため「自分たちならできる・自分たちの力で学び育つ」

誰が:子ども

何を:自分たちのことを自分たちで決める当事者として関わる

何のために:まち全体が学びの当事者となるため

誰が:学校・地域・家庭・行政(郷づくり・コミュニティ・スクール)

何を:一体となって支える

土台:学校・地域・家庭の協働

次期学習指導要領が示す方向性

資質・能力の深まりと一体的育成／多様性の包摂／実現可能性の確保等

三つの転換

共有する考え方

① 教え、支え、共に歩む

子どもが
自ら学びを進める姿を
支えるため

② チームで支え合う

子どもの育ちを
組織(チーム)で
支えるため

③ 共に創る当事者になる

共に学ぶ場としての
地域をつくるため

何のために

誰が

学校の教職員
家庭の大人

学級担任→学年チーム
家庭→地域
など

学 校
保 護 者
地 域

何を(内容)

教えてさせる立場から
教えながら支え
共に歩む立場になる

個で抱えるのではなく
組織(チーム)で
支え合う

一方が担い、一方が
受け取る関係から
共に創る関係になる

第4章 基本方針及び施策項目

本章では、4つの重点施策について、それぞれの取組を詳しく説明します。

まず「重点施策」は、本計画が目指す大きな柱です（全部で4つ）。次に「基本方針」は、その柱を実現するための具体的な方向性です。そして「施策項目」は、実際に市が取り組む個別の事業や活動です。つまり「重点施策（大きな目標）→基本方針（そのための方向性）→施策項目（具体的な取組）」という順に、話が徐々に具体的になっていく構成になっています。

1 ふるさとを愛し、大切にする学びの推進

（1）家庭・学校（園）・地域が一体となった学びの推進

子どもたちの学びの場は、教室の中だけではありません。家庭や地域が力を合わせることで、まち全体が「学び舎」になります。ここでは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、一体となって子どもたちを育てる取組を進めます。

①家庭とともに育てる家庭教育支援の充実

子育てに悩む家庭を孤立させないよう、相談窓口や学習会などを通じて、家庭の教育力を支えます。

②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校運営協議会制度を導入している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。地域住民が学校運営や教育活動に参画するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、学校運営協議会の活性化を図ります。

③地域資源を生かしたふるさと教育の推進

福津の自然・歴史・産業などを教材として活用し、地域を知り、愛着を持つことができる学習を進めます。

④地域人材と連携したキャリア教育の推進

地域で活躍する大人から話を聞いたり、一緒に活動したりする機会を通じて、子どもたちが自分の将来を考えるきっかけをつくります。あわせて、地域や社会の課題に自ら気づき、他者と協働して解決・創造する起業家精神（アントレプレナーシップ）を育むことも大切にします。

⑤海とみどりを守る担い手を育てる環境教育の推進

福津の海や緑を守り育てる体験活動を通じて、ふるさとの自然を大切にする心を育みます。

⑥放課後等における子どもの居場所づくり

放課後や長期休業中も、子どもたちが安心して過ごせる居場所を地域とともに確保します。

⑦中学校部活動の地域展開の推進

子どもたちの安全や健康、多様な体験の機会を保障するため、部活動を地域のスポーツ・文化団体と連携して運営する体制づくりを進めます。あわせて、少子化や教職員の負担も踏まえながら取り組みます。

(2) 未来を見据えた教育環境の整備

子どもたちが安心して学べるように、学校施設や仕組みそのものを、これからの時代に合った形に整えていきます。

①幼保小の接続と小中で一貫した教育の推進

幼稚園・保育所から小学校、中学校へと、子どもの育ちが途切れないよう、学びをつなぐ工夫を進めます。

②児童生徒数の増加に対応した安心・安全な教育環境の整備

増加する児童生徒数に対応した、安全でゆとりある学校施設の整備を進めます。

③情報モラル・情報活用能力の育成と教育DXの推進

言語能力と並ぶ学習の基盤として、情報を適切に読み解き、活用する力（情報活用能力）や情報モラルを育みます。そのための手立てとして、一人一台端末などのICTや生成AIを活用した「教育DX」を推進し、子ども一人ひとりに合った学びや、教職員の働き方の効率化を進めます。

(3) 歴史文化の継承と文化・芸術の振興

福津に受け継がれてきた歴史や文化を学び、次の世代に手渡していくことも、ふるさとへの愛着を育む大切な学びです。

①世界遺産をはじめとする文化財の保存と継承

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をはじめとする貴重な文化財を、後世に伝えていきます。

②市史・文化財の公開活用と歴史学習機会の提供

市の歴史資料や文化財を分かりやすく公開し、誰もが福津の歴史に触れられる機会を増やします。

③文化・芸術の創造と文化施設の充実

図書館や複合文化センターなどを活用し、市民が文化・芸術に親しみ、創造性を育む場を充実させます。

2 探究し、未来を切り拓く学びの推進

(1) 主体的に学び、問いを追究する子どもの育成

答えを教わるだけでなく、自分で「なぜ」「どうして」と問いを持ち、考え、確かめる学びを大切にします。

①9年間を見通した指導計画の作成・推進

小中学校 9 年間を見通した教育課程を編成し、学習内容の系統性と子どもの発達の連続性を重視します。施設一体型の一貫校ではありませんが、行事や地域活動、ブロック単位の交流（学校運営協議会の合同開催等）を通じて、福津市らしい小中学生のつながりを大切にします。

②自分の問いを追いかける探究的な学習の推進

子ども自身の問いを起点に、多様な他者と協働しながら、新たな価値を創造する探究学習を充実させます。

③成長を見取る学習評価・アセスメントの充実

テストの点数だけでなく、子ども自身が自己評価や相互評価を通じて自らの学びを振り返るプロセスを大切にするとともに、個々の成長のプロセスや意欲を多面的に見取る評価を進めます。評価は教師だけでなく、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、家庭・地域とともに、子どもの自己調整の力を育みます。

(2) 自他を尊重する豊かな心の育成

自分を大切にする気持ちと、相手を思いやる気持ちの両方を育むことが、豊かな人間関係の土台になります。

①ちがいを認め合う道德教育・人権教育の推進

一人ひとりの違いを認め合い、互いを尊重する心を育む道德教育・人権教育を進めます。

②「発達支持的生徒指導」の推進

問題が起きてから対応するのではなく、日頃から子どもの成長を支える生徒指導を大切にします。

③子どもの権利の尊重と学校運営への参画促進

子どもの意見を聴き、学校づくりに子ども自身が参加できる機会を広げます。

(3) 健やかな体と生活習慣の育成

心の育ちを支える基盤として、丈夫な体と、規則正しい生活習慣を育てます。

①地域環境を生かした体育・身体活動の推進

福津の自然環境を生かし、楽しみながら体を動かす機会を増やします。

②自分の心と体を知る学校保健・健康教育の推進

自分の心身の状態に気づき、健康的に過ごす力を育む学校保健活動を進めます。

③地産地消による食育の推進

福津の食材を使った給食などを通じて、食への関心と地域への理解を深めます。

本計画が対象とする子どもの考え方

本計画における「子ども」とは、公立の幼稚園・小学校・中学校に通う3歳から15歳の世代だけを指すものではありません。

一般に、0歳から3歳未満の子育て支援は市の子育て関連部局が、15歳以降の高校教育等は県教育委員会や私学振興部局が、それぞれ中心となって取り組んでいます。本計画においても、3歳から15歳までの世代は、市が教育行政として直接的に関わる世代であり、重点的に施策を進めます。

しかし、子どもの育ちは、こうした行政上の区分によって途切れるものではありません。本計画では、0歳から18歳までのすべての子どもを、福津市の「未来の創り手」として捉え、3歳から15歳の世代への直接的な取組を核としながらも、乳幼児期の育ちや、高校生・若者世代の学びについても、関係機関と連携しながら必要な施策を考えていく計画として位置づけます。

実際に、本市で育った子どもが中学校を卒業して高校生になっても、福津市のさまざまな活動に関わり、後輩である小中学生と一緒に活動してくれている姿があります。

18歳までを対象に含めるということは、こうした「卒業後も福津に関わり続ける子ども・若者」の存在を、計画にしっかりと位置づけることでもあり、また、「施策推進の考え方」(4)土台一学校・地域・家庭の協働で述べた「小・中学生だけでなく、高校生や若者、そして大人まで含めた全ての市民が学びの当事者となる」という考え方とも一貫するものです。

3

誰一人取り残さない学びの環境づくり

(1) インクルーシブな学びの環境づくり

子ども本人を変えようとするのではなく、周りの環境や関わり方を見直すことで、誰もが学びやすい環境をつくれます。

①違いを認め合う「インクルーシブ教育」の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して過ごせる「居場所」と、自分らしく力を発揮できる「出番」のある学びの場を目指し、共に学び合うインクルーシブ教育を推進します。

②「学びの連続性」を確保したきめ細かな特別支援教育の推進

一人ひとりの発達段階や特性に応じて、切れ目のない支援を行います。

③「当たり前」を問い直す社会的障壁の除去と合理的配慮の充実

学びの妨げとなっている社会の側の「当たり前」を見直し、あらかじめ壁を取り除く環境整備（基礎的環境整備）と、一人ひとりの状況に応じた個別の配慮（合理的配慮）の両面から支援を充実させます。

④特定分野に特異な才能のある子どもへの支援の推進

特定の分野に強い興味・関心や才能を持つ子どもが、その力を十分に伸ばせるよう、学校内外の学びの機会や支援体制の充実を検討します。

(2) いじめ・不登校対策と多様な学びの場の確保

どんな状況にあっても、子どもの学びと居場所を確保し、継続させるための支援を充実させます。

①専門職と連携した、個で抱えないきめ細かな教育相談の推進

スクールカウンセラーなど専門職と連携し、担任一人で抱え込まない相談体制を整えます。

②長期欠席・不登校児童生徒の支援の推進

学校に来られない子どもにも、多様な形で学びと関わりを継続できるよう支援します。

③いじめ防止対策の推進

いじめの早期発見・早期対応の体制を強化し、子どもが安心して過ごせる環境を守ります。

④多様な学びの場・居場所の確保

教室以外にも、校内の別室や地域の居場所など、多様な学びの場を確保します。

(3) 多様な背景に応じた教育の保障

国籍、家庭環境、性別などその子を取り巻く状況に関わらず、一人ひとりの背景に応じた学びを保障します。

①日本語のサポートが必要な子どもへの教育支援

日本語を母語としない子どもたちが安心して学べるよう、日本語指導や通訳等の支援を充実させます。

②「男女共同参画」と「性の多様性」を尊重する教育支援

性別にかかわらず一人ひとりが自分らしくいられるよう、人権教育を進めます。

③教育と福祉の連携による生活困難への支援

経済的な困難を抱える家庭を、教育と福祉が連携して支えます。

(4) 切れ目のない就学前保育・教育の推進

国籍、家庭環境、性別などその子を取り巻く状況に関わらず、一人ひとりの背景に応じた学びを保障します。

①育ちの土台を支える0～2歳期の発達支援の充実

乳幼児期の愛着形成を大切にし、保護者への支援も含めて発達を支えます。

②3歳から就学までの幼児教育・発達支援の推進

遊びを通じた学びを大切にしながら、小学校入学への準備を支援します。

③幼保小共働による架け橋期の教育の充実

幼稚園・保育所等と小学校が連携し、就学前後の学びと育ちがスムーズにつながるようにします。

(1) 郷育を核とした生涯学習・スポーツの推進

学びに終わりはありません。大人も子どもも、生涯にわたって学び、活動できるまちを目指します。

①郷育カレッジを核とした生涯学習活動の活性化

市民が自ら講座を企画・運営する「郷育カレッジ」を中心に、生涯学習の機会を広げます。

②読書活動の推進と図書館サービスの充実

図書館を身近な学びの場として、読書活動や情報サービスを充実させます。

③スポーツ活動の活性化

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境や機会を充実させます。

(2) 教職員の学びと働き方の充実

子どもの学びを支える教職員自身が学び続け、健康に、やりがいを持って働けることが欠かせません。

①教師がまず探究する教職員研修の充実と授業改善の推進

教師が自ら問いを持ち、探究的に学び続けることを一層推進するとともに、行政はそれを支える役割を担います。基本的な研修は行政主導で実施しつつ、教師の自律的・主体的な学びの姿を大切にします。

②教師が一人で抱えないチームとしての学校づくりの推進

教職員が一人で問題を抱え込まず、チームで支え合う学校づくりを進めます。

③子どもと向き合う時間を生む学校における業務改善の推進

校務の効率化などを通じて、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるようにします。

(3) 共創による教育行政の推進

教育の方針は、行政だけで決めるものではありません。子どもや市民との対話を通じて、共に創っていきます。

①子ども・市民の対話による教育方針の検討

子どもや市民の声を大切にし、対話をもとに教育の方針を検討していきます。

②郷育の輪を広げる教育委員会運営と関係機関・公民連携の強化

教育委員会の運営を市民に開き、関係機関や企業・団体等との連携をさらに広げます。

本計画が目指す「ウェルビーイング」

本計画では「ウェルビーイング」という言葉を、教育がめざす姿の一つとして使っています。

ウェルビーイングとは、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや健康、そして「自分らしく生きているという実感」までを含めた、幸福や生きがいのことです。

福津市の教育は、テストの点数や進学実績といった目に見える成果だけを追い求めるものではありません。子どもも大人も、学びを通じて「自分らしく、幸せに生きている」と実感できること。それこそが、本計画が目指す教育の姿です。

重点施策	基本方針
1 ふるさとを愛し、 大切に学ぶの推進	1) 家庭・学校（園）・地域が一体となった学びの推進 ～郷（さと）が学び舎になる～
	2) 未来を見据えた教育環境の整備 ～学び舎を未来仕様に～
	3) 歴史文化の継承と文化・芸術の振興 ～郷の記憶を未来へ手渡す～
2 探究し、未来を切り拓く 学びの推進	1) 主体的に学び、問いを追究する子どもの育成 ～問いから始まる授業へ～
	2) 自他を尊重する豊かな心の育成 ～自分を大切に、相手を大切に～
	3) 健やかな体と生活習慣の育成 ～よく動き、よく食べ、よく生きる～
3 誰一人取り残さない 学びの環境づくり	1) インクルーシブな学びの環境づくり ～その子ではなく、まわりを変える～
	2) いじめ・不登校対策と多様な学びの場の確保 ～学びを止めない、居場所をつくる～
	3) 多様な背景に応じた教育の保障 ～一人ひとりの背景に寄り添う～
	4) 切れ目のない就学前保育・教育の推進 ～育ちのはじまりに寄り添う～
4 大人も子どもも 共に学ばまちづくり	1) 郷育を核とした生涯学習・スポーツの推進 ～郷育カレッジのあるまち～
	2) 教職員の学びと働き方の充実 ～先生が学び続けるまち～
	3) 共創による教育行政の推進 ～みんなで決める、みんなで創る～

	施策項目
	①家庭とともに育てる家庭教育支援の充実
	②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
	③地域資源を生かしたふるさと教育の推進
	④地域人材と連携したキャリア教育の推進
	⑤海とみどりを守る担い手を育てる環境教育の推進
	⑥放課後等における子どもの居場所づくり
	⑦中学校部活動の地域展開の推進
	①幼保小の接続と小中で一貫した教育の推進
	②児童生徒数の増加に対応した安心・安全な教育環境の整備
	③情報モラル・情報活用能力の育成と教育ＤＸの推進
	①世界遺産をはじめとする文化財の保存と継承
	②市史・文化財の公開活用と歴史学習機会の提供
	③文化・芸術の創造と文化施設の充実
	①９年間を見通した指導計画の作成・推進
	②自分の問いを追いかける探究的な学習の推進
	③成長を見取る学習評価・アセスメントの充実
	①ちがいを認め合う道徳教育・人権教育の推進
	②「発達支持的生徒指導」の推進
	③子どもの権利の尊重と学校運営への参画促進
	①地域環境を生かした体育・身体活動の推進
	②自分の心と体を知る学校保健・健康教育の推進
	③地産地消による食育の推進
	①違いを認め合う「インクルーシブ教育」の推進
	②「学びの連続性」を確保したきめ細かな特別支援教育の推進
	③「当たり前」を問い直す社会的障壁の除去と合理的配慮の充実
	④特定分野に特異な才能のある子どもへの支援の推進
	①専門職と連携した、個で抱えないきめ細かな教育相談の推進
	②長期欠席・不登校児童生徒の支援の推進
	③いじめ防止対策の推進
	④多様な学びの場・居場所の確保
	①日本語のサポートが必要な子どもへの教育支援
	②「男女共同参画」と「性の多様性」を尊重する教育支援
	③教育と福祉の連携による生活困難への支援
	①育ちの土台を支える０～２歳期の発達支援の充実
	②３歳から就学までの幼児教育・発達支援の推進
	③幼保小共働による架け橋期の教育の充実
	①郷育カレッジを核とした生涯学習活動の活性化
	②読書活動の推進と図書館サービスの充実
	③スポーツ活動の活性化
	①教師がまず探究する教職員研修の充実と授業改善の推進
	②教師が一人で抱えないチームとしての学校づくりの推進
	③子どもと向き合う時間を生む学校における業務改善の推進
	①子ども・市民の対話による教育方針の検討
	②郷育の輪を広げる教育委員会運営と関係機関・公民連携の強化

第 5 章 資料

1 教育懇話会の概要

教育懇話会委員（敬称略）

令和7（2025）年度

会長 伊藤 克治

副会長 児島 由美

委員 木本 圭子

委員 中山 真一

委員 春田 久美子

委員 増井 久美子

委員 久壽 真一

委員 白土 真二郎

委員 安徳 尊博

令和8（2026）年度

会長 伊藤 克治

副会長 児島 由美

委員 木本 圭子

委員 中山 真一

委員 春田 久美子

委員 増井 久美子

委員 久壽 真一

委員 吉住 美津子

委員 安徳 尊博

教育懇話会の経過

令和 7年度	令和8年 2月19日	・ 福津市教育懇話会について ・ 新しい教育大綱について
令和 8年度	5月21日	◇諮問 ・ 福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について
	7月29日	・ 福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について
	9月28日	・ 福津市教育振興計画【案】について
	10月	◇答申（予定）
	2月	・ 策定まとめ（予定）

(1) 諮問文

8 福教総第 115 号

令和 8 年 5 月 21 日

福津市教育懇話会

会長 伊藤 克治 様

福津市教育委員会

教育長 薄 俊哉

福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について（諮問）

教育基本法第十七条第二項では、その地域の実情に応じた市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

「あたたかな未来を創る 福津の教育」を基本目標とする第 2 期福津市教育総合計画の実施期間は、平成 31 年度から 8 年間となっており、令和 8 年度が最終年度となっています。そのため、令和 8 年度中に新たな教育総合計画（教育振興基本計画）を策定する必要があります。

次期教育総合計画（教育振興基本計画）の策定にあたっては、「誰もが『未来の創り手』として育つまち」を基本理念とする福津市教育大綱（令和 8 年 3 月策定）や、国の第 4 期教育振興基本計画を参酌し、また、令和元年度に策定された福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」との整合も図りながら、学校教育分野に限らず、家庭教育やスポーツ、文化などの社会教育分野も含めて構成したいと考えているところです。

つきましては、新たな福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定にあたり、貴懇話会のご意見、ご提案を賜りたくここに諮問します。

なお、勝手ながら下記の期限をもって答申をいただきますならば幸いです。

記

答申時期 令和 8 年 10 月 30 日まで

(2) 答申文

答申書 (予定)

福津市教育振興計画（第3期計画）

発行 福津市教育委員会 / 令和9年（2027年）3月
編集 福津市教育委員会 教育部 教育総務課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1
TEL : 0940-62-5092
FAX : 0940-43-9004
E-mail : kyoiku@city.fukutsu.lg.jp
